○総務省告示第三百十五号

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）第二十二条第一項第四号の規定に基づき、同号の事由を次のとおり告示する。

令和七年九月十二日

総務大臣　村上誠一郎

破産法（平成十六年法律第七十五号）その他の法律の規定による破産手続開始の決定